

電気保安行政におけるデジタル化の取組

令和 4 年 1 1 月 1 8 日
産 業 保 安 グ ル ー プ
電 力 安 全 課

- 1. 電気保安行政におけるデジタル化の推進について**
2. 一般用電気工作物の調査について
3. (参考) 直近の制度改革等の御報告

電気保安行政におけるデジタル化の推進について

- 昨年11月、デジタル改革、規制改革、行政改革に係る横断的課題を一体的に検討し、国や地方の制度・システム等の構造変革を早急に進め、新たな付加価値を創出しやすい社会とすることを目的として、岸田首相を会長とする「デジタル臨時行政調査会」が設置されたところ。
- 第2回調査会は、経済産業大臣から、IoT、ビッグデータ、AI、ドローン等のテクノロジーの活用（スマート保安）により産業保安分野の保安レベルを持続的に向上させるため、保安規制の在り方を見直す旨報告。
- 現在、規制・制度の見直しが政府全体で進められており、各省所管のアナログ規制の見直し等については、原則、2024年6月までの2年間の集中改革期間に実施。

(ご参考) デジタル臨時行政調査会 構成員

会長 内閣総理大臣
副会長 デジタル大臣
内閣官房長官
構成員 総務大臣
財務大臣
経済産業大臣
内閣府特命担当大臣(規制改革)
行政改革担当大臣

第2回デジタル臨時調査会 経済産業大臣提出資料 「資料4 経済産業省の取組について」の概要

○規制のデジタル化につき、直ちに着手できるものから着手するなど、しっかり対応。

○保安レベルの持続的な向上のため、「テクノロジーを活用しつつ、自立的に高度な保安を確保できる事業者」について、

①手続の特例（届出の不要化・記録保存への移行）

②検査の特例（常時監視の普及を踏まえ、定期に行う検査の実施時期を柔軟化）

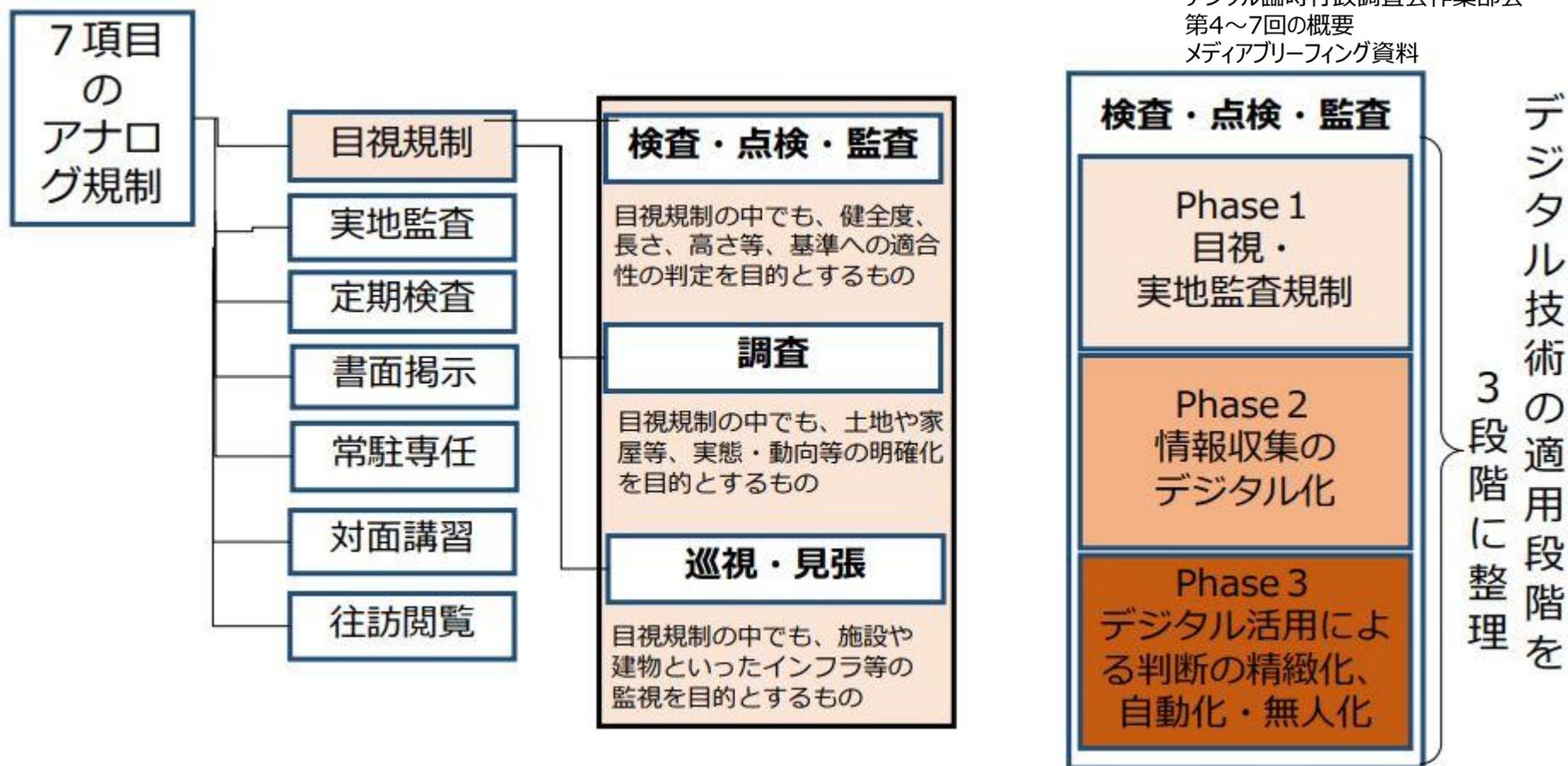
等の保安規制に関する手続・検査の在り方の見直しを行う。

デジタル庁による既存の規制のデジタル原則への適合性点検について

- デジタル庁では、既存のアナログ規制について、代表的な7類型である ①目視規制、②実地監査、③定期検査、④書面掲示、⑤常駐専任、⑥対面講習、⑦往訪閲覧 を対象に、法律・政省令で規定されている規制の条項につきデジタル原則への適合性について点検、見直しを行うこととしている。電気保安分野においても、②実地監査以外の6類型に該当するアナログ規制が存在するため、見直しを進めていく。

＜構造改革のためのデジタル原則を踏まえ制度・規制を見直す考え方～先行取組の横展開～＞

デジタル臨時行政調査会作業部会
第4～7回の概要
メディアブリーフィング資料



電気保安分野における「デジタル原則」への適合状況

- 電気保安分野における「アナログ規制」は、下記の8制度が存在。
- 今回は、「**一般用電気工作物の調査**」における、**検討の方向性についてご報告**する。

法令	制度名	規制の概要	規制の種類	今後の対応方針
電気事業法	一般用電気工作物の調査	・一般家庭等の電気設備の安全確保のため、一般送配電事業者等に対し、「 目視 」その他の方法による、「四年に一度」等の「 定期 」の調査を義務付けている。	①目視規制 ③定期検査	・規制の規定ぶりを見直し、 目視以外の方法による調査や、オンラインによる問診等を可能とする規制体系 への見直しを検討。
	保安規程	・事業用電気工作物の設置者には、保安体制を定めた保安規程の届出を義務付けているが、そこに記載すべき内容として「 巡視、点検 」の記載を求めている。 ・また、保安規程の「 定期 」の見直しを求めている。	①目視規制 ③定期検査	・ 目視以外の方法でも安全性を確保することのできる技術要件を今後調査・検討 。 ・保安規程の見直しについては、国が定めた一律の期間での見直しを求める規制ではなく、 事業者自身の判断により不断の見直しを求める規制である趣旨を明確化 。
	主任技術者の選任	・事業用電気工作物の保安の監督のため、「 主任技術者を選任 」することを義務づけている。	⑤常駐専任	・ 人材不足等の課題も踏まえ、常駐規制・点検方法等につき今後も審議会を通じ検討 。
	登録安管審機関の財務諸表等の閲覧	・登録安管審機関の財務諸表等につき、設置者等は「 閲覧 」又は謄写の請求をすることができる。	⑦往訪閲覧	・閲覧や手続のデジタル化を可能とするよう 推奨する旨を明確化 。
電気工事業法	標識の掲示	・登録電気工事業者の営業所及び施工場所の見やすい場所に「 標識を掲示 」する義務を課している。	④書面掲示	・現地の標識と同一の記載で インターネットでも掲示することを推奨する旨を明示 。
	主任電気工事士の設置	・保安上万全を期した施工を目的に、登録電気工事業者に対し、その作業を管理させるため、「 特定営業所ごとに 」主任電気工事士を「 置かなければならない 」義務を課している。	⑤常駐専任	・一の営業所での 一括データ管理等により、実質的な兼任が可能 であるとする解釈を明示。
	登録電気工事業者登録簿の閲覧	・登録電気工事業者の登録簿につき、何人も謄本の交付又は「 閲覧 」を請求することができる。	⑦往訪閲覧	・受講修了証明をデジタル発行可能とするプラットフォームや、デジタルでの閲覧を可能とする プラットフォーム等の環境整備につき今後検討 。
電気工事士法	第一種電気工事士の講習	・第一種電気工事士は免状交付後、五年ごとに「 講習を受けなければならない 」。	⑥対面講習	

1. 電気保安行政におけるデジタル化の推進について
2. **一般用電気工作物の調査について**
3. (参考) 直近の制度改正等の御報告

一般用電気工作物の調査とは

- 電気事業法では、一般用電気工作物（主に一般需要家が保有する電気設備等）について、保安責任はその所有者又は占有者にあり、技術基準の適合義務があるものの、これらの者の電氣的知識は必ずしも高くないことに鑑み、**電線路維持運用者（電力会社等）**に対して、**電線路と直接に電氣的に接続する一般用電気工作物が技術基準に適合しているかどうか調査する義務**を課している（法第57条）。
- 具体的な調査内容については、電気事業法施行規則第96条において、以下を規定。
 - 点検頻度について、**4年に1回以上**（一部の場合は5年に1回以上）
 - 調査手法について、**「測定器又は目視による方法その他の適切な方法により行うこと」**

一般用電気工作物の概要

- ・600V以下で電力会社から受電している電気工作物（敷地外の他の設備と接続されているものを除く。）。
- （例） 一般家庭、商店、コンビニ、小規模事務所の屋内配線など

<電気事業法>

第五十七条 一般用電気工作物と直接に電氣的に接続する電線路を維持し、及び運用する者（以下この条、次条及び第八十九条において「**電線路維持運用者**」という。）は、経済産業省令で定める場合を除き、経済産業省令で定めるところにより、その**一般用電気工作物が前条第一項の経済産業省令で定める技術基準に適合しているかどうかを調査しなければならない**。ただし、その一般用電気工作物の設置の場所に立ち入ることにつき、その**所有者又は占有者の承諾を得ることができないときは、この限りでない**。

<電気事業法施行規則>

第九十六条（略）

2 法第五十七条第一項の規定による調査は、次の各号により行うものとする。

一 **調査は、（中略）次に掲げる頻度で行うこと。**（後略）

イ □に掲げる一般用電気工作物以外の一般用電気工作物にあつては、**四年に一回以上**

ロ 一般用電気工作物の所有者又は占有者から一般用電気工作物の点検の業務（以下「点検業務」という。）を受託する事業を行うことについて、当該受託事業を行う区域を管轄する産業保安監督部長（中略）の登録を受けた法人（以下「登録点検業務受託法人」という。）が点検業務を受託している一般用電気工作物（以下「受託電気工作物」という。）にあつては、**五年に一回以上**

二～四（略）

五 **調査は、測定器又は目視による方法その他の適切な方法により行うこと。**

検討の進め方

- **調査に利用可能なデジタル技術は進展**。他方、共働き世代の増加やコロナ禍等の影響により、一般家庭への訪問による**屋内での対面調査や問診等を行うことは困難化**。
- 今後の保安レベルの維持・向上に向けて、**デジタル技術の活用で従来の手法を代替可能とする**とともに、**新たな手法に応じた調査期間の設定等、必要な見直しを図ってはどうか**。
- **来年度中を目途に技術を整理し、2024年6月までの制度見直し**に繋げることを想定。

一般用電気工作物の定期調査の方法に関する基本的な要件及び標準的な調査項目について（抜粋）

2. 基本的な要件に基づく標準的な調査項目

(1) 屋外における調査

- 配線等の絶縁処理状況、他物との離隔状況等の確認
- 電線及び引込口の保護状況の確認 等

(2) 屋内における調査

① 分電盤における調査

- 分電盤及び開閉器の破損、充電部露出、変形、異臭、錆などの確認
- 端子部の状態の確認

• 負荷側の電路と大地との間の**絶縁抵抗の測定**

- 分電盤内等の測定可能な箇所において**漏えい電流の測定**

② 需要家への問診等

- 電気安全パンフレット等を用いた説明、安全確保のポイント等に関する説明
- 前回調査以降の電気機械器具の取付や取替状況に関する問診等

デジタル技術の候補（案）

目視等の外観検査によらない、**遠隔監視・故障予測技術**

絶縁監視装置による漏えい電流の監視

ビデオ通話やチャットによる問診

1. 電気保安行政におけるデジタル化の推進について
2. 一般用電気工作物の調査について
3. **(参考) 直近の制度改正等の御報告**

参考：受験機会の拡大による資格者の確保（電気工事士、電気主任技術者）

- 令和4年度、第二種電気工事士試験（電工）、第三種電気主任技術者試験（電験）を年2回化。
- 令和5年度からさらに、第一種・第二種電気工事士試験、第三種電気主任技術者試験について、CBT方式（Computer Based Testing）の試験を導入予定。

試験の年2回化



試験のCBT化

年2回化（上期・下期制の導入）
 ・電気工事士(2種)（平成30年度から）
 ・電気主任技術者(3種)（令和4年度から）

CBT試験の導入(令和5年度～)
 ・紙試験（マークシート式） + CBT試験（PC画面選択式）



写真出典：CBTソリューションズ

【紙試験とCBT試験の比較】

	紙試験（令和4年度）	CBT試験（令和5年度予定）
試験日時	年2回、 <u>各1日</u> 試験日、試験時間選択 <u>不可</u>	年2回、 <u>各25日間（電験）、各18日間（電工）のうち1日選択</u> 試験日、試験時間帯選択 <u>可</u>
試験会場 (上期で比較)	第二種電気工事士 <u>79会場</u> 第三種電気主任技術者 <u>78会場</u>	第二種電気工事士 <u>200会場</u> 第三種電気主任技術者 <u>200会場</u>

参考：小規模事業用電気工作物の届出に係る周知状況について

10月から、ホームページ、Twitterサイト、コールセンター、講習会（30カ所で開催予定）をスタート

<特設サイト> <https://www.shoushutsuryoku-saiene-hoan.go.jp>

令和4年度小出力発電設備等保安力向上総合支援事業（小出力発電設備の保安人材育成等事業）

お問合せ窓口 [マイページログイン](#)

[新制度について](#) | [講習会について](#) | [終了者一覧](#)

小規模な太陽電池発電設備・風力発電設備をお持ちの皆様へ

2つの保安規制が義務化されます

小規模な太陽電池発電設備と風力発電設備が小規模事業用電気工作物に分類されます



太陽電池発電

10～50kW未満



風力発電

20kW未満

技術基準適合維持義務の対象が拡大

基礎情報届出が新設され義務化

使用前自己確認の対象が拡大され義務化

詳しくは

<Twitterツイート例>

経済産業省 @meti_NIPPON · 27分

小規模な再エネ発電設備をお持ちの皆様！2つ保安規制が義務化されます！

今まで規制対象外だった一部の太陽電池発電設備と風力発電設備に対する事前の安全確認と基礎情報の届出が、2023年3月から義務化される予定。ぜひ講習会（要申込）にご参加ください！

[shoushutsuryoku-saiene-hoan.go.jp](https://www.shoushutsuryoku-saiene-hoan.go.jp)

発電設備をお持ちのみなさま 10月30日 スタートします
全国30ヶ所 オンライン配信有り

太陽電池発電 10～50kW未満
風力発電 20kW未満

2つの保安規制が義務化されます。2023年3月を予定

基礎情報届出制度 基礎情報の届出が必要になります

●小規模事業用電気工作物（太陽電池10～50kW未満、風力20kW未満）は、新制度の届出が義務となります。
●届出の義務が1町単位を受けている設備は町域についても施行が96ヵ月以内までに届出が必要です。
●以下の場合は1町単位の町域にかかわらず届出を求めます。
①基礎情報の届出に違反があった場合
②小規模事業用電気工作物に該当しなくなった場合（廃止を含む）

使用前自己確認制度 事前の安全確認が必要になります

●使用前自己確認の対象が拡大され、一部の事業用電気工作物（太陽電池500～2000kW未満、風力20～500kW未満）に加え、一部の事業用電気工作物及び小規模事業用電気工作物（太陽電池10～500kW未満、風力20kW未満）も、使用前自己確認が義務となります。
●電気的ノイズに加え、騒音的ノイズについても確認が必要です。